

第一回 參議院内閣委員会議録第一号

昭和二十六年十二月十一日(火曜日)午後二時一分開会

委員氏名

委員長

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君

カニエ

邦彦

三浦

辰雄

成瀬

竹下

哲二君

河井

彌八君

勇雄君

春次君

山花

楠瀬

常穂君

義男君

豊次君

鶴治君</p

だと思います。そこでなか／＼噂も激しいし、中には個人的にこういう事実があつたと言つて政府に言つて来る向こうもありますので、調べることにはいたしております。そこで調べる方針はどういうことかというと、政府としては内閣委員会を対象にして調べるといふようなことはいたしません。委員会はたくさんありますし、内閣委員会だけがこの問題を取上げておつたのじやなくして、関係各省もやはり各省の委員会でもやつておりましたし、又その他の方面でもいろいろ発言のある事実もありますが、実は説明の食い違いとか、うような点を問題にしておるわけじゃないので、若し政府が闇議で以てきめた方針がありまして、これを故意にこの方針を覆すために策動をするとか、運動をするとかという積極的な証拠があれば、これは今回に限らず常に相当の処置をしなければならん。これは申すまでもなく、一般公務員というのは身分の保障がありまして、その代りに忠実でなければならぬわけで、自由党の内閣だから自由党の政策を特に支持しろとは言いませんけれども、自由党の内閣でも忠実に政府のきめた方針は実行すべきであり、又内閣が変つて社会党の内閣になれば政策は違うだらうと思いますが、そのときもやはり政府のきめた政策に対しては忠実に実行することが一般公務員の職務であります。そのときに政府の最高機関である閣議の決定を覆えようなことを故意にやる者があれば、これは一般公務員としての分限を越えておるわけであります。こういう積極的の証拠のある者がありとすれば、これは適当な処置をしなければならない

い。単に説明の食い違いとか、資料が不十分だったから閣僚の中の意見と違つておるとかいうようなことについてとやかく言う意向は毫もありません。又この内閣委員会でこの前の臨時国会のときに御説明しましたように、我々は閣僚と関係省の政府の政府委員との説明等が食い違つておつて、各委員会にも迷惑をかけておるという話があるから、閣僚と政府委員で以てよく細かいところまで打合せて説明があいまいにならないようにして、御注意はいたしましたけれども、それ以上のことはいたしておらなかつた。然るに、国会終了前後から非常にその一部の者が閣議の決定を覆すような運動をしたとか、策動をしたとかいうような噂があつたり、授書があつたり、申入があつたりするものですから、政府としてはとにかく公正に事実を調べてみようとすることで調査はいたしております。その程度を出ないのであります。

○政府委員(岡崎勝男君) これは一般職の公務員というものは政府の根本方針に背くことは許されないのであります。政策を決定するのは国会に責任を負う政府であつて、公務員は何ら責任はないのです。公務員は政府のきめた政策を実行すればよろしい。責任を負つておるわけでも何でもない。それだけに身分の保障をされておる。そういう趣旨で忠実に政府の政策を実行する建前になつております。

○力ニエ邦彦君 だから結局そういうことをお調べになつた結果、御処分がされるその法的根拠はおありになつておるのであります。

○政府委員(岡崎勝男君) これは公務員法その他にあります。

○成瀬幡治君 私政府の閣議で決定された方針といふものは、定員法においてはただ員数を減らすというそういう方針なのですが、それは首切り対象になる、そのときにその方針といふのは、閣議の方針といふのがよくわからないのですが、それは首切りという方針なのか、教育内容がこないうふうにやつて行くんだからここで教員が余るんだという解釈をあなたのはうはとられて整理対象が出た、そこで教育方針が変つた、その方針なんか、そのところをもう少し私は具体的に伺つてみたい。

○政府委員(岡崎勝男君) これは問題の起つた一番大きな出所は御説明するまでもないと思いますが、主食の統制撤廃について、これは一つの例ですけれども

も、政府は先づ方針を決定したわけですが、後に至つてその方針を改めました。けれども、ですから政府のほうではないいろいろ反省しなければならん点もあるけれども、例えばそういう方針を決定したときに、その方針を覆そらうといふことをすることは許されない、こういうことです。

○成瀬轄治君 私もこの問題についてはあとでどういう結果が出て来るかといふ点について、又いろいろ問題は出て来ると思いますが、一点承わつておきたいところは、調査されるといううことを内におきたいところは、調査されるといううことを内にあります。それがどういう範囲内において、どういう手許で調査されるか、その点具体的に。

○政府委員(岡崎勝男君) 調査の方法その他は誰がやるかとか、どういう方法でやるかということはこれは政府の都合でありまして、勿論そういうことをしますと、その調査する人間のところへ又いろいろの迷惑がかかることが想像されますので、これは言えませんけれども、調査の結果については、牛ず条例等处分するといふようなことはなれば、政府としては勝手な処分は許されない、公務員法にも規定がありますし、又人事院には公平委員会といふものがあります。そんなうつかりとした処分をすれば却つて逆効果を起して政府の失態のようになりますから、結果何定に従い、何びとも無理はないのだとしているところでなければいたしません。

○成瀬轄治君 私は自由党の修正案が出た場合に、政策変更という題目で例えば米麦の問題、ガソリンの問題、国営競馬の民営移管という問題が出

版をす自 ま内只 ま 正律用法 ま今 こですはにりお かさねす加志と延は

の貞明皇后崩御に伴いまして、それを存置しておく必要がなくなり、その残務の整理も一段落いたしましたので、この際皇太后官職を廢止する必要があると存ぜられる次第であります。なお皇太后官職の廢止によりまして、当然皇太后宮大夫並びに皇太后宮女官長及び皇太后宮女官の職も廢止されますので、それらの職を削るよう特別職の職員の給与に關する法律を附則において改正する必要があると存ぜられる次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廢止する法律案の提案理由を御説明申上げます。

新聞出版用紙の割当制度は、昭和二十年十月二十六日附の連合軍最高司令官より日本政府宛覚書に基いて国内的措置がとられることとなり、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則によつて統制の基本が定められ、具体的な割当の基準、方法等については新聞出版用紙の割当に関する法律にこれを規定し、これが実施機関及び諮詢機関として総理府設置法により新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当審議会が設置されたのであります。

政府は、最近国内経済の回復に伴つて用紙の生産事情が逐次好転し、需給関係が著しく改善されて参りました実情に鑑みまして、去る五月一日より新聞出版用紙の割当統制の撤廃を実施して、用紙の面における新聞出版活動に用紙の自由な姿に復帰せしめた次第であります。

ました新聞出版用紙の割当に関する法律を、この際、廃止いたしますと共に、總理府設置法を改正して、この法律の実施機関たる新聞出版用紙割当局及び新聞出版用紙割当審議会を廃止いたしたい考へございます。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同あらんことを希望いたします。

最後に財閥同族支配力排除法を廃止する法律案の提案理由を御説明申上げます。

御承知のように財閥同族支配力排除法は財閥の人的連鎖を断ち切り、財閥を人の面から徹底的に解体させる目的から、昭和二十三年一月七日を以て公布施行された法律でござります。この法律に基く財閥関係員に該当しないことの承認の申請、その他これに関連した諸申請に対する承認は、この法律によりまして内閣總理大臣の権限事項とされ、その審査事務は内閣總理大臣の所管の下に、昭和二十三年十二月十五日までは財閥關係員審査委員会及び同再審査委員会において、昭和二十三年十二月十六日からは内閣總理大臣官房財閥役員審査課において行なつて参りました。

我が国経済の民主化一大眼目でありました財閥の解体は本年上半期に至りまして、資本の面からしても、人の面からしても、完全にその目的を達成したものと認められるに至りましたので、政府はそのときまでにすでにその業務終了をみておりました持株会社整理委員会廃止の措置をとることとし、總司令部覚書の廢止に基いて持株会社整理委員会を廃止いたしました。この措置によつて財閥指定者の経済活動に課せられていた制限は全面的に解除せ

られましたが、これによつて財閥指定者と財閥同族者又は財閥關係役員との間に生ずべき不均衡を是正するためにこれらのものに課せられていた就職制限等も解除する必要が感ぜられました。このためには財閥同族支配力排除法を廃止すべきでございましたが、たゞま国会閉会中でありまして、この法律の廃止について御審議を願うことは実際上不可能であり、一方前に述べました不均衡の是正はできる限り早急に行う必要がありましたので、次期国會までの過度的便法といたしまして、取りあえず、この法律の施行規則を廃止して事实上就職制限規定の適用を免れしめるという措置を講じた次第であります。

以上の通り、この法律はすでに所期の目的を達成して不要となつておると認められるに至つておりますので、この法律を廃止すると共に、その罰則の適用については、この法律の廃止前にした行為に対するものについては、なお、その効力を存続させるべき必要あるものと認めてその規定を加え、併せてこの法律に基く権限事項を総理府から除くため總理府設置法の一部を改正せんとして提案いたした次第であります。

が、去る五月十七日眞明皇后崩御によりまして、今後皇太后宮職を廢止する必要が生じた次第でござります。従つて官内庁法第一条の二に規定しております「左の部局を置く」という条項から皇太后宮職を削り、第一条の五の「皇太后宮職においては、皇后に關する事務を掌る」という一条の五を削除いたすわけでございまして、それに伴いまして一行ずつ繰上るということにいたすわけでござります。この法律は五月十七日崩御後御葬儀その他從來の事務或いは物品の整理に當つておりますましたが、あらかた整理を了しましたので、昭和二十七年一月一日から廃止を実施いたしたいとかのように考えておる次第でございます。この定員の関係におきましては、前国会定員法の審議におきまして、一般職につきましてはすでに整理を織込済にいたしておる次第でございます。なお皇太后宮職に、皇太后宮大夫、皇太后宮女官長、皇太后宮女官の特別職が置かれておるのでございますが、これらを給与法から削る必要が生ずるわけでござります。即ち特別職の職員の給与に関する法律の第一条第十六号、第二十三号中におきまする只今申しましたそれべの職を削る必要を生じましたので、この改正法律案の附則において整理をいたしましたと存じます。なお同法の別表第一条中におきます皇太后宮大夫、式部長官等の俸給表のうちから皇太后宮大夫を同様削るということにいたしたい、さように考えております。よろしく御審議を願います。

○カニエ邦彦君 このミス・プリント
は訂正されたのですか。
○委員長(河井彌八君) 附則の第一項
の「この政令は、」といふのは「法律」の
誤りでござります。
○政府委員(岡崎勝男君) ミス・プリ
ントは直ちに訂正いたします。
○政府委員(岡崎勝男君) ミス・プリ
ントは直ちに訂正いたします。
員がなくなる、これは勿論当然である
と思うのであります。その人たちが、
随分ほかの職と違つて長い間勤めてお
られたのじやないかと思うのであります
が、このお出しになつた法律案で行
きますと、この人たちの今後の老後の
一体生活保障や何かは十分でき得るこ
とになつておるかどうかということ。
それからその他の失職される職員で配
置転換等ができるのかどうかという
点ですね、問題は非常に他官庁と違つ
て長く勤めた人に対してその勤められ
た職から離れるわけですから、その後
におけるところの今後の保障が十二分
にされておるかどうかということなん
です。この点について一番長い人はど
のくらいになり、そして短い年数の
人はどのくらいになるかというような
点を一応、これは官房長官は御存じな
からうと思うので、事務当局から一つ
御説明を願つたら結構だと思います。
○政府委員(宇佐美義君) 皇太后宮職
におきましては、貞明皇后崩御当時に
おきましたが、特別職が八名、
一般職が四十四名でございました。そ
の後いすれこの部局は廃止になる運命
にございますので、漸次我々もいたし
ましてもそれに対応する心構えで参
たのであります。現在までに配置転
換を終り、或いはなし得るもののが約半
数でございます。あとの中半につきま

つきましては、特別職及び一般職の約半数に
たしました者が六名、まだ決定せざる
者が十七名ばかりございます。併しこ
れらもできるだけ斡旋をいたしております
が、何分只今の御質問にもあります
した通り皇太后宮職には相当古い人が
おり、相当の年齢に達した人がおりまし
て、特に特殊な事務に従つております
ので、なか／＼他職への転換という
ことが困難な状況にござりますが、我
もいたしましては、できるだけ退職
後の転換を斡旋いたしたいということ
でいたしております。ただ特に婦人の
点につきましては、すでに相当の齢に
達しております。他職への就職が困
難な者もございます。かような点も考
え合せまして、先きの一般行政整理の
中に包含をいたしまして、いつもも達
う特別の退職金の適用をお願いいたし
まして、御審議を願つてきましたわけ
であります。年数で古い人は四十年に
近い人もおります。若い人では皇太后
宮職に転換してから一年程度の人もお
り、じる／＼差がございますが、多い
人は百万円を超えるもあるうかと思ひ
ます。これらの人の今後につきまして
は、退職金等の運用等についても十分
考えて参りたいと思います。なお相当
あすこの内に住み込んでおる人もござ
いまして、今後の住宅等につきまして
もいろいろ問題がございますが、これ
らもできるだけ温かい心で措置をいた
したい。一生御奉公のつもりで入つた
人々が多うございますので、我々とし
ても法規の許す範囲におきまして便宜
を圖らいたいと、かように考えており
ます。

○委員長(河井彌八君) 皇太后宮職の残務が残つてゐるのであります。例えは権殿に奉仕するのははどういうふうな関係になりますか。その他何かありますか。

○政府委員(宇佐美義麿君) 残務といたしましては、大方のものは整理をいたしましたが、まだ書類、お書付等の点につきまして整備を要するものがあります。なお、これは官内庁の仕事でございましたして貞明皇后の……、歴代の天皇、皇后の実録を編纂するといふような仕事もござりますが、一応大さつばな物品、書類等の整理は終つたわけでござります。なお権殿は一年祭まで��けられておりますが、これは御大葬当時に委嘱をいたしております祭官及び祭官補がこの事務をいたしていられるわけであります。

○溝淵春次君 官内庁法の一部を改正する法律案に関する質疑は大体遠ざかることになりますから、質疑打切りの動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは溝淵君の動議について質疑は打ち切られたものと見て差支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 溝淵君の動議認めます。

○溝淵春次君 本案は質疑において十分その理由が明らかとなりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入らんことの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 溝淵君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 全員挙手をせられました。ではこれは可決せられたものと認めます。

つきましては委員長の報告は委員長にお任せを願いたいと思しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) ではさうよいと思います。なお賛成者の諸君の御署名を願います。

多數意見者署名

濱淵 春次	松平 勇雄
郡 祐一	館 哲一
三浦 長雄	成瀬 優治
竹下 豊次	

○委員長(河井彌八君) 次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案、これは予備審査であります。が、本案につきましての審議を進めたいと思います。政府から本案の内容についてまして御説明を願います。

○政府委員(鈴木政勝君) 新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案の内容につきまして御説明いたしました。先ほど官房長官からの提案理由の御説明にありました通り、政府は五月底一日を以ちまして紙類の統制を撤廃します。その後用紙割当局並びに用紙割当審査会はその所掌事務を停止した状態になつて今日に至つておるわけでございまして、たわけでございまして、従いまして、その後用紙割当局並びに用紙割当審査会はその所掌事務を停止した状態になつて今までございまして、従いまして、両機関が用紙割当をいたします上の法

的な基準となつておられました用紙割当審議会に
関する法律を廃止いたしたうとするの
でござります。大体逐条的な御説明は
極めて簡単でござりますので、極く簡
単に申上げますれば、先ず第一に、新聞
出版用紙の割当に関する法律を廃止する
ことの二つを廃止するということで関係
しまして、總理府設置法の中の用紙割當
当局並びに新聞出版用紙割當審議会、
この二つを廃止するということで、新聞
出版用紙の統制が撤廃いたしました。
なおこの際に若干御参考までに附加
えておきたいと思ひますのは、五月一
日以後、つまり用紙の統制が撤廃いた
しましたあと、新聞出版用紙に関する
用紙の事情がどういうことになつてお
るがという点につきまして、用紙の撤
廃をいたしまする當時、いろいろと当
委員会でも御懸念もあり、御質問もあ
つたようでござりますので、この際一
言簡単にその後の用紙の事情につきま
して御説明申上げたいと存じます。
用紙の撤廃になりました五月のた
か直後と記憶いたしておりますが、本
委員会からの御要求によりまして、そ
の当時の顛末は御報告申上げたので、
詳細の点につきましては省略いたしま
すが、その後新聞出版用紙に関する用
紙の事情は当初本委員会でも若干御懸
念があつた。つまり撤廃したあと何かの
用紙の需給上混亂が起るのではないか
なことは少しもなく、極めて順調と申
しますが、そういう混乱もなしに需給
を見て参りますと、御心配になつたよ
うなことは少しまもなく、極めて順調と申
りますが、その後の状況も今日まで
が円滑に参つておる、こういつたよ
な事情になつております。御承知の通

り新聞界におきましては、撤廃したあとは、と毎日四ページの新聞も出、最近においては朝刊と夕刊が一本の形にならざります。ただ問題は若干用紙の値上がりが生じ、そのためには説料が上ると質的な向上というものが撤廃といふことによつて促進されたということをめざします。ただ問題は若干用紙の値上がりが生じ、そのためには説料が上ると質的な向上となりましたけれども、これは今から考えますれば、むしろ統制しておつた時代に非常に不自然な価格で抑えておつた。そのため用紙の生産も十分できなかつた。新聞の質的向上も果せなかつたといふことが、逆に統制撤廃によつて円滑に実行せられた。こういつたようなふうに考えられるかと思うのでござります。なお最近電力も生産の面で御懸念もある向きがあるようでござりますが、これも公益事業委員会その他の御配慮によりまして、大体この冬場は從来通りの生産を維持されまして、新聞の発行その他出版業の刊行等につきましても大体間違いない混乱なしに推移できる、こういふ見通しのようでござりますので、この点併せて御説明申上げておきたいと存ります。

じて、御心配のないようにいたして上げたいとかように考へております。從いまして大体撤廃したあと、いろいろな角度から見ましても、大体順調に申上げておきたいと思います。

申上げておきたいと申しますが、御説明申上げました。

○竹下豊次君 この新聞出版用紙の撤廃の問題につきまして心配したのは、地方新聞が主であつたと思うが、その方面に大した悪い影響を与えないでスマーズに来ておりますか。

○政府委員(鈴木政勝君) 新聞出版用紙の撤廃につきまして一番懸念されました点は、撤廃いたしますと、地方の新聞とか、或いは非常に小さい経営の新聞が非常に苦境に至るのではないございました。併しながらその後撤廃した後どういう新聞がつぶれたかという点を最近いろいろ調べてみましたのですが、殆んど……、一、二例があるようございまして、それもむしろ撤廃前に非常に苦境に陥つておつて、むしろ撤廃したためにつぶれたというのではなくて、むしろ撤廃前にもう大体そういう状態にあつたといふものでござります。従いまして大体今日いたしましては、小さい新聞並びに地方紙が経営上非常に苦しい状況で出しているということは、これはいろいろ程度の違ひもありますけれども、大新聞といえども経営上には相当苦しい状況で続けておるようですし、その点大新聞、中少紙という点について余り御懸念の点はないよう承わつております。特に統制撤廃を機会にいたしまして、地方新聞とか、小さい新聞がむし

る編集面で従来の態度を変えまして、例えば地方新聞でしたならば、いわゆる本来の地方新聞の内容に還ります。今まででは中央の記事をかなり地方新聞が盛つておつたのでございますけれども、撤廃を機会に本来のいわゆる地方のニュースを主として盛るようになりますして、そのため却つて地方の読者をつかむというような面も出て参りました。なお又大新聞と競争するという面においては定価とか、購読料、値段の点でかなり安い値段で出すとか、或いは四ページの新聞としないで、二ページでもしろ安く新聞を供給して、むしろ大新聞と併読する、つまり大新聞を取つておる人は併せてその地方の新聞を読むといういわゆる併読紙という面もかなり出て来ておりますので、その点も今日の状況では余り心配のようないい面は出でていないように私は承わっております。

○溝淵春次君 新聞出版用紙の割当に関する法律の廃止法律案につきましては、先ほど岡崎官房長官、只今又鈴木出版用紙割当局長の御説明、竹下先生が最も最近いろいろ調べてみましたのでございました。併しながらその後撤廃した後どういう新聞がつぶれたかという点を最近いろいろ調べてみましたのですが、殆んど……、一、二例があるようございまして、それもむしろ撤廃前に非常に苦境に陥つておつて、むしろ撤廃したためにつぶれたというのではなくて、むしろ撤廃前にもう大体そういう状態にあつたといふものでござります。従いまして大体今日いたしましては、小さい新聞並びに地方紙が経営上非常に苦しい状況で出しているということは、これはいろいろ程度の違ひもありますけれども、大新聞といえども経営上には相当苦しい状況で続けておるようですし、その点大新聞、中少紙という点について余り御懸念の点はないよう承わつております。特に統制撤廃を機会にいたしまして、地方新聞とか、小さい新聞がむし

るうに取計らいます。

○委員長(河井彌八君) それではさよなら詳しく述べておきますと、この法律は本年七月十一日から事実止とされるのが殆んど死文化しておりますので、この際これを廢止して頂きたく思つてございます。法律案の内容でございますが、極めて簡単にございまして、「財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第一号)」は、廢止する。これだけでございまして、附則においては「この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。」一月一日から和二十三年法律第一号)は、廢止する。」これだけでございまして、附則のほうは「この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。」一月一日から施行して頂きたい。「2この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」これは附けなくともいいのですが、明確にするために特に附けたものであります。なおこの法律は先ほど官房長官からも御説明がありました通り、只今内閣総理大臣官房財閥役員審査課において施行しておるのでございますが、総理府設置法の第六条第一項第十六号の中に「財閥同族支配力排除法に基き内閣総理大臣の権限に属する事項に関する」と「總理府設置法の中における仕事」とするということがありますので、これを削つて頂きたい。甚だ簡単でござりますが、以上の通りでござります。

○委員長(河井彌八君) 溝淵君の本日は新聞出版用紙の割当に関する法律案に対する質疑を打つて御処置下さい。

○委員長(河井彌八君) 理窟的に言えば一切自由になつたわけでございます。

○竹下豊次君 それについて分れていたものが又合併する。現に貿易会社などは三井系とか三菱系とかいうものが一度分れたものが今又まとまりつづいて、この案に対する質疑の要点は大体尽くされたようにも思います。が、予備審査でありますから、衆議院より廻つて参りますまで、大体この程度でこの案に対する質疑を打つて御処置下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて申上げます。

1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のよう改訂する。

第一条第十六号中「皇太后宮大夫」を削り、同条第二十三号中「皇太后宮女官長」及び「皇太后宮女官」、「」を削る。別表第一中「皇太后宮大夫」を削る。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

一、新聞出版用紙の割当に関する法律

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）は、廃止する。

財閥同族支配力排除法を廃止する法律案

財閥同族支配力排除法（昭和二十三年法律第二号）は、廃止する。

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のよう改正する。
第六条第一項第十六号を削り、同項第十七号を第十六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十八号から第二十一号まで」を「第十七号から第二十号まで」に改める。

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案

（昭和二十三年法律第二百十一号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「並びに新聞出版用紙の割当」を削る。

第四条第十八号を削り、同条第十九号を同条第十八号とする。
第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「新聞出版用紙割当局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除
第十五条第一項の表中新聞出版用紙割当審議会の項を削る。